

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記
するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証する
ものではないことを予めご了承ください

インドネシア共和国大統領

写し

知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関する

2017 年度インドネシア共和国政令第 20 号

唯一なる神の御名において

インドネシア共和国大統領は、

2006 年法第 17 号により改正された、関税に関する 1995 年法第 10 号第 64 条(1)項および(2)項
の実施細則として、知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出
品に関する政令を制定する必要があること

に鑑み、

1. 1945 年度インドネシア共和国憲法第 5 条(2)項、
2. 関税に関する 1995 年法第 10 号の改正に関する 2006 年法第 17 号（2006 年度インドネシア共
和国官報第 93 号、官報追記第 4661 号）により改正された、税関に関する 1995 年法第 10 号
（1995 年度インドネシア共和国官報第 75 号、官報追記第 3612 号）

に基づき、

知的財産権侵害物品または知的財産権侵害物品疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関
するインドネシア共和国政令の制定を決定する。

第一章

総則

第 1 条

本政令で使用される各用語は、以下に定める意味を有する。

1. 知的財産権（以下、「知財権」または「HKI」という）とは、法規に基づき、国家により付与
される排他的な権利をいう。

2. 輸入とは、関税領域内に物品を持ち込む行為をいう。
3. 輸出とは、関税領域から物品を持ち出す行為をいう。
4. 税関領域とは、海港、空港および税関総局の完全な監視下にある、物品の通行のために特定されたその他の場所で、特定の境界を有する地域をいう。
5. 関税領域とは、インドネシア共和国領域で、陸地、水域、これらの上空域ならびに排他的経済水域の特定の場所および税法が適用される大陸棚で構成されるものをいう。
6. 一時的差止（以下、「一時的差止」という）とは、知財権侵害物品または知財権侵害疑義物品である輸入品または輸出品を、税関領域から持ち出すことを一時的に差し止めることをいう。
7. 物品の差止（以下、「差止」という）とは、税関手続き義務が完了するまで、輸入品または輸出品の出荷、積載および輸送を禁止することをいう。
8. 権利所有者または権利者とは、知的財産権分野の法規に基づき、インドネシアにおいて保護される知財権の所有者または保持者をいう。
9. 税関職員とは、税関法に基づき、特定の職務を行使するために特定の職責に任じられた税関総局の職員をいう。
10. 裁判所とは、通関領域の管轄地域における地方裁判所にある商務裁判所をいう。

第2条

- (1) 本政令における規制の対象範囲は、知財権の侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りである。
- (2) 上記(1)項に明記する知財権には、以下が含まれるが、これらに限定されない。
 - a. 商標権
 - b. 著作権および著作隣接権
 - c. 特許権および実用新案権
 - d. 意匠権
 - e. 回路配置利用権
 - f. 育成者権、および
 - g. 地理的表示

第3条

- (1) 税関職員は、以下の方法により、知財権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りを行う。

- a. 税関職員の職権に基づく差止、または
 - b. 裁判所長官の命令書に基づく差止
- (2) 上記(1)a 項に定める差止は、税関総局登録システムにデータとして記録された商標権または著作権に関する知財権侵害疑義物品に対して、税関職員がその職権に基づいて実施する。
- (3) 上記(1)b 項に定める差止は、裁判所長官から税務職員宛の書面による命令書に基づいて実施する。

第4条

上記第3条(1)b 項に定める差止は、以下の場合には実施することができない。

- a. 物品がすでに通関領域から出ている場合
- b. 物品が税関法に定める国により管理されている場合
- c. 物品が税関法の規定に違反していることが疑われる場合

第二章

知財権の登録および差止

第一部

知財権の登録

第5条

- (1) 商標権または著作権の権利所有者または権利者は、税関職員に対し、税関総局登録システムへの登録を書面により申請することができる。
- (2) 上記(1)項に定める申請には、以下のものを添付する。
- a. 当該者が商標権または著作権の権利所有者または権利者であることを示す証拠書類
 - b. 知財権が商標権に関する場合、ある地域に流通している製品の商標、商品名、製品の外観、包装、流通ルート、販売および製品の数などの製品の真正さを示す様々な特徴に関するデータ
 - c. 知財権が著作権に関する場合、科学、芸術、文学分野の創作された作品の特徴または詳細事項もしくは著作隣接権に係るデータ
 - d. 登録から生じるすべての結果に対する、商標権または著作権の権利所有者または権利者の義務の表明文書
- (3) 上記(1)項に定める税関総局登録システムへの登録は、インドネシアに所在する法人である権利所有者または権利者が申請する。

- (4)上記(1)項に定める申請に対して、税関職員は、申請の受理後 30 日以内に許可または却下する。
- (5)税関総局登録システムへの登録は、許可日から最長 1 年間有効であり、延長することもできる。
- (6)税関職員は、監視および評価結果に基づき、上記(5)項に定める許可を無効とすることができる。
- (7)登録システムへの登録の申請、調査、許可、却下ならびに監視および評価に関する規定は、財務大臣規則に定められる。

第 6 条

- (1)登録システムへの登録の一環として、税関職員は、知財権に関するデータの検証を実施する。
- (2)上記(1)項に定めるデータの検証は、政府機関またはその他の関連機関との調整のもとに実施することができる。

第二部

(税関職員による) 差止

第 7 条

- (1)税関職員は、知財権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品に対して差止を行うことができる。
- (2)商標権または著作権に関する知財権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品を発見した税関職員は、十分な証拠に基づき、権利所有者または権利者に知らせなければならない。
- (3)上記(2)項に定める十分な証拠は、税関総局の知財権登録システムの情報に基づき、税関検査または情報分析によって税関職員が入手する。
- (4)上記(2)項に定める通知に対し、権利所有者または権利者は通知日から 2 日以内に、差止命令の申立書を提出するために、確認を行わなければならない。
- (5)権利所有者または権利者が、上記(4)項に定める確認を行う場合に、
 - a. 権利所有者または権利者は、以下のことを実施しなければならない。
 - 1. 裁判所長官に提出する差止命令申立書の事務手続き条件を準備する。
 - 2. 銀行保証または保険会社保証の形で、取扱費の担保金として 1 億ルピアを税関職員に供託する。
 - 3. 裁判所長官への申請を通して差止申立書を提出する。

上記の行為については、権利所有者または権利者の確認以降、4 執務日以内に行う。

- b. 税関職員は、裁判所長官への申請による差止申立ての要件を遵守するために、知財権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品について概要を説明することができる。

第三章

差止申立ておよび命令

第一部

差止申立て

第8条

- (1)権利所有者もしくは権利者またはその代理人は、知財権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品に対し、以下に基づき、差止申立書を提出することができる。
 - a. 第7条(2)項に定める税関職員の通知、または
 - b. 権利所有者もしくは権利者が提起する申立て
- (2)上記(1)項に定める差止申立てに際しては、差止申立ての対象となる輸入品または輸出品の検査承認申請書を添付しなければならない。

第9条

- (1)第8条に定める差止申立ては、権利所有者または権利者が裁判所長官へ申請することによって行う。
- (2)上記(1)項に定める申立てに際しては、以下を添付する。
 - a. 当該知財権侵害の事実があることを十分に示す証拠書類
 - b. 当該知財権の権利者であることを示す証拠書類
 - c. 税関職員が識別できる、差止申立ての対象である輸入品または輸出品に関する詳細または明確な説明、および
 - d. 担保金
- (3)上記(1)項に定める申立ては、知財権侵害物品または侵害疑義物品の輸入地または輸出地（税関領域を含む）を管轄する裁判所長官に対して提出する。
- (4)裁判所は、上記(1)項に定める申立てに対して、申立登録日後2執務日以内に、申立てを許可または却下する。

第10条

申立てが、第8条(1)b項に定めるとおり権利所有者または権利者のイニシアティブによって行われた場合には、権利所有者または権利者は、銀行保証または保険会社保証の形で、取扱費の担保金として1億ルピアを、差止命令決定を税関職員が受理した後2執務日以内に、税関職員に供託する。

第二部

差止命令の決定

第11条

裁判所は、決定後1執務日以内に、知財権侵害物品または侵害疑義物品の輸入地もしくは輸出地の税関職員に対し、当該決定を送達する。

第12条

裁判所における差止の申立て、調査ならびに決定方法に関する規定は、法律規則に基づき定められる。

第四章

差止の実施

第13条

第11条に定める差止命令の決定に基づき、税関職員は、以下を行う。

- a. 裁判所の差止命令の決定について書面により以下の者に知らせる。
 1. 輸入業者、輸出業者または物品の所有者
 2. 権利所有者または権利者、および
 3. 知的財産総局
- b. 差止命令の決定後に差止を実施する。

第14条

権利所有者または権利者は、輸入品または輸出品の検査計画の申請を、差止命令の決定を税関職員が受理した後2執務日以内に、税関職員に提出する。

第15条

(1)輸入品または輸出品の検査は、税関職員が決定した計画に基づき実施される。

(2)上記(1)項に定める輸入品または輸出品の検査は、権利所有者または権利者が以下の者と共に実施する。

- a. 税関職員
- b. 裁判所の代表者
- c. 知的財産総局の代表者、および
- d. 輸入業者／輸出業者／物品の所有者または代理人

(3)上記(2)d項に定める輸入業者／輸出業者／物品の所有者または代理人が立ち会わない場合でも、検査は実施される。

第 16 条

(1)税関職員は、差止命令書または決定書の受理後 10 執務日以内に差止を実施する。

(2)権利所有者または権利者は裁判所長官に対して、最長 10 執務日の差止期間の延長を 1 回申し立てることができる。

(3)差止期間の延長に際しては、第 9 条(2)d 項に定める担保金および第 7 条(5)a 2 または第 10 条に定める取扱費の担保金の期限延長も伴う。

第五章

差止の終了

第 17 条

以下の場合、税務職員は差止を終了させなければならない。

- a. 第 16 条(1)項に定める差止期間が終了した場合
- b. 裁判所が差止期間を延長した場合は、第 16 条(2)項に定める差止の延長期間が終了した場合
- c. 差止を終了させるために、裁判所から差止終了決定命令書が出された場合
- d. 知財権侵害疑義物品に対して法的措置またはその他の処分が下された場合

第 18 条

(1)特定の状況においては、輸入業者、輸出業者または物品の所有者は、裁判所長官による書面での差止終了の命令を求めて、税関職員に申立書を提出することができる。

(2)上記(1)項に定める差止終了の申立てに際しては、第9条(2)d項に定める担保金を払い戻す。

第19条

(1)差止が終了する場合には、

- a. 差し止められた物品に関しては、法律の規定に従い差止が終了する。
- b. 第7条(5)a2項または第10条に定める取扱費の担保金は、(税関職員による)差止および／または差止の結果発生したすべての取扱費に充当するために精算される。

(2)上記(1)b項に定める取扱費の担保金の精算の際に、担保金が、(税関職員による)差止および／または差止の結果発生したすべての取扱費を負担するのに十分ではなかった場合には、不足分は、権利所有者または権利者に請求する。

(3)上記(1)b項に定める取扱費の担保金の精算に際して、担保金が、(税関職員)差止および／または差止の結果発生した金額を超えた場合には、余剰分は、権利所有者または権利者に返還される。

(4)取扱費の担保金の精算、請求および返還の方法に関する詳細規定は、財務大臣規則に定める。

第六章

差止の例外

第20条

(1)差止の規定は、商業目的ではない下記事項に対しては適用されない。

- a. 乗客の所持品
- b. 交通機関の乗務員
- c. 国境通過者、または
- d. 郵便もしくは宅急便による配達貨物

(2)乗客の所持品、交通機関の乗務員、国境通過者または郵便もしくは宅配便による配達貨物に対する商業目的であるか否かの基準についての詳細は、財務大臣規則により定められる。

第21条

(1)輸入品のうち、事前に積み下ろしが行われる知財権侵害物品または侵害疑義物品、および事前に積み下ろしが行われない場合でも、目的地が関税領域でない場合には、差止規定は適用されない。

(2)輸入品のうち、上記(1)項に定めるとおり事前に積み下ろしが行われるか、または事前に積み下ろしが行われない知財権侵害物品または侵害疑義物品の取締りに関しては、税関職員が輸送目的国の税関職員に通知することによって執行される。

第七章

最終規定

第 22 条

本政令は、制定の日の 60 日後から施行する。

各人に周知させるために、本政令をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて認証

2017 年 5 月 30 日

インドネシア共和国大統領

署名

ジョコ・ウイドド

ジャカルタにおいて制定

2017 年 6 月 2 日

インドネシア共和国法務人権大臣

署名

ヤソナ・H. ラオリ

2017 年度インドネシア共和国官報第 108 号

写しは、原本と一致する。

インドネシア共和国内閣官房

法律規則部門代理

経済部副官補佐

シルバンナ・ジャマン（署名）

知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関する

2017 年インドネシア共和国政令第 20 号の解説

一. 総論

2006 年法第 17 号により改正された、税関に関する 1995 年法第 10 号に基づき、税関総局は、輸入品または輸出品の通行に関して、知財権侵害疑義を監督する権限を付与された。この権限は、実際には *世界貿易機関 (WTO) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)* のうち特に *国境措置*に係る命令の実現したものである。注意深く考察すれば、税関総局に付与された当該権限は、*知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)* に基づく権限であることが分かる。しかしながら特にいくつかの点に関しては、税関総局に付与された権限は、たとえば輸出に関する監督においては TRIPS の勧告と比較しても、より進歩的であると言える。

基本的に本政令は、税関法に規定されているように、税関総局による知財権の監督メカニズムの基準を明確化したものである。その他に本政令は、新しい状況、すなわち税関総局における知財権の登録 (*recordation*) メカニズムを導入している。ただしこの登録メカニズムが、法務人権省知財権総局への登録メカニズムに代わるものではないことを強調しておかなければならない。この登録メカニズムの目的は、税関総局がより効率的に *プロファイリング* および *標的設定*を行うことができるように、既存の知財権に関する十分なデータを提供し、税関総局を支援するに限定されることに留意する必要がある。ただし、このメカニズムをすでに長期間利用している国もあるため、実際に、より適切に監督機能を果たすためには、このメカニズムが税関施設にとってきわめて役に立つことは明らかである。

インドネシアにおける知財権侵害物品または侵害疑義物品の輸入または輸出の取締りは、知財権によりすでに保護されている物品に対する法の実効性を守ることにより、*公正取引 (fair trade)* を実践し、輸入または輸出活動を支援することにより、国家経済の発展に寄与するための取り組みの一つである。さらに知財権の保護のためには国家が義務を果たし、*国民の意識 (public awareness)* を高め、国民も段階的に積極的に法の実効性を守るために寄与することが求められる。

二. 条項ごとの解説

第 1 条

十分に明瞭である。

第 2 条

十分に明瞭である。

第 3 条

第(1)項

a. 十分に明瞭である。

- b. 「裁判所長官の命令書」とは、裁判所の決定を意味する。

第(2)項

- a. 「税関総局登録システム」(または通常、登録システムと呼ばれる)という用語は、知財権データを税関総局の関税データベースに入力するための行為をいう。

第4条

十分に明瞭である。

第5条

第(1)項

十分に明瞭である。

第(2)項

- a. 「権利者であることを示す証拠」が意図するのは、免許証、証明書、所有証明書または法律規則に基づくその他の証拠をいう。
- b. 「販売・・・に関するデータ」とは、とりわけ販売ルートおよび販売地域を意味する。
- c. 十分に明瞭である。
- d. 十分に明瞭である。

第(3)項

十分に明瞭である。

第(4)項

十分に明瞭である。

第(5)項

十分に明瞭である。

第(6)項

十分に明瞭である。

第(7)項

十分に明瞭である。

第6条

第(1)項

十分に明瞭である。

第(2)項

「その他の関連機関」とは、権利所有者または権利者の組合および知財権保護に関連する国際機関を意味する。

第7条

第(1)項

十分に明瞭である。

第(2)項

知財権侵害疑義物品である旨は、電子メディアまたは非電子メディアにより知らせることができる。

第(3)項

十分に明瞭である。

第(4)項

税関総局への権利所有者または権利者の確認は、電子メディアまたは非電子メディアにより行うことができる。

第(5)項

- a. 「取扱費の担保金」とは、(税関による) 差止／差止の結果発生するすべての費用（たとえば、取扱費、調査費、貨物の積み下ろし費用、廃棄費用、輸送費用（荷役費用）等）を支払うために使用される担保金をいうが、裁判所から出される差止決定命令の一環として発生する費用を除く。
- b. 十分に明瞭である。

第8条

十分に明瞭である。

第9条

十分に明瞭である。

第10条

十分に明瞭である。

第11条

差止命令決定書は、税関職員に対して電子メディアまたは非電子メディアにより送付することができる。

第12条

「法律規則」とは、たとえば最高裁判所規則をいう。

第 13 条

十分に明瞭である。

第 14 条

十分に明瞭である。

第 15 条

第(1)項

輸入品または輸出品の検査は、知財権侵害疑義が存在する事実の判断の一環として実施される。

第(2)項

十分に明瞭である。

第(3)項

十分に明瞭である。

第 16 条

十分に明瞭である。

第 17 条

- a. 十分に明瞭である。
- b. 十分に明瞭である。
- c. 十分に明瞭である。
- d. 「法的措置」には、捜査官による差押えおよび裁判所の強制執行官による担保金の差押えが含まれる。

「その他の処分」には、裁判外での紛争の和解協定も含まれる。

第 18 条

第(1)項

「特定の状況」とは、たとえば差止られた輸入業者または輸出業者の物品がすぐに腐敗しやすい状況をいう。

第(2)項

十分に明瞭である。

第 19 条

第(1)項

- a. 差し止められた物品の差止終了は、以下のように実施される。
 - a. 関税分野の規定に従い、輸入業者または輸出業者の手続きに基づいて終了する。
 - b. 処罰規定に基づき法的措置が取られる場合には、捜査官に一任される。
 - c. 権利所有者または権利者が、差し止められている物品に関して担保金の差押えの申立ておよび／または提訴を行った場合には、裁判所の強制執行官に引き継がれる。
 - d. 法律規定に従い裁判所外での紛争解決が行われる。
- b. 十分に明瞭である。

第(2)項

十分に明瞭である。

第(3)項

取扱費の担保金の返還または引渡は、差止の結果発生する取扱費（調査費、貨物の積み下ろし費用および輸送費用など）（ただし、裁判所からの差止命令決定の一環として発生する費用を除く）の算定後に行われる。

第(4)項

十分に明瞭である。

第 20 条

十分に明瞭である。

第 21 条

第(1)項

「事前に積み下ろしが行われる輸入品」とは、事前の積み下ろしを行い、税関を経由する輸送手段によって運搬される物品をいう。

「事前に積み下ろしが行われない輸入品」とは、事前の積み下ろしを行わずに、税関を経由する輸送手段によって運搬される物品をいう。

第(2)項

十分に明瞭である。

第 22 条

十分に明瞭である。

インドネシア官報追記第 6059 号